

2017年千葉県人事委員会勧告について（声明）

1. 4年連続で月例給（1,248円、0.33%）と一時金（0.1月）引き上げ

千葉県人事委員会は10月13日、県知事と県議会に対し給与勧告を行いました。

主な内容は、官民較差が0.33%（1,248円）あるとして、①給料表では、平均で522円、0.14%（給料表適用者の平均。青年層1000円、その他400円UP）引き上げ、②地域手当を0.2%引き上げ9.2%とする、③一時金は、0.1月を勤勉手当に引き上げるとしました。

県本部は、すべての労働者の賃上げと雇用の安定で不況打開をスローガンに、公務員賃金の改善を求め、17国民春闘から夏季闘争と運動を進めました。9月28日には県人事委員会に対し、職場からの「要請署名」を3000筆（県地公労は別に独自署名38000筆）提出し、国の人事院勧告に追随することなく、すべての職員の生活改善と地域経済振興に貢献できる改善や、臨時・非常勤職員の均等待遇に基づく改善勧告を強く求めました。

17県勧告は、この間の運動を反映した成果です。しかし、その引き上げ額は低額であり、また、「現給保障」を受けている高齢層の多くが賃下げを余儀なくされるものです。

2. 官民較差は基本賃金で是正すべき！ 55歳超の昇給（標準1号）廃止の検討は不当

県勧告では、以下の問題について指摘しなければなりません。

第1に、県勧告では、給料表は国公行（一）表（一部独自）を使用するため、官民較差0.33%の内0.14%しか解消されません。そのため、地域手当を0.2%引上げと、基本給以上の改定率となっています。地域手当は、東京都下の20%との格差解消こそ求められます。

また、一方、県勧告を参考に給与改定をしている市町村では、地域手当が国基準を理由に引上げできない状況にあるため、基本給の改定0.14%程度の改定にとどまります。そのため、官民較差0.33%の内0.19%が解消されず、その分賃金抑制されたこととなります。

官民較差は給料表で解消することが基本であり、人勧の在り方の改善が求められます。

第2に、報告の中で、55歳超の職員の昇給について「当分の間、標準の勤務成績であっても1号給昇給できる」としてきたが、人事評価の結果の昇給への反映が本格的に実施されたことから、1号昇給の「廃止について検討する」としていることです。

高齢職員の民間同種との官民比較の調査結果や根拠なまま昇給停止は不当であり、また、人事評価結果による職員間の賃金格差を一層拡大するものであり、認められません。

第3に、「公務運営に関する報告」の中で、地公法・自治法の一部改定に伴う「臨時・非常勤」制度の改定について、適切に対応して行く必要がある。」としたものの、現行の非正規の改善には触れていません。非正規職員の賃金・労働条件の改善、雇用の確保など、ただちに改善を進めるべきです。

3. 生活改善につながる賃金・労働条件、安倍政権の悪政ストップ！ 17秋年闘争を進めよう

県本部は、17秋季年末闘争で、国や県勧告の問題点を乗り越え、自治体に働くすべての職員の生活改善につながる賃金・労働条件の改善を求めます。

また、長時間残業の対策と人員確保、人事評価結果の賃金反映に反対、非正規の均等待遇などの切実な職場要求の実現に全力をあげます。

さらに、安倍政権の悪政の暴走に対し、直面する総選挙で政治の流れを変えるため奮闘するとともに、社会保障の拡充、公務・公共と地方財政の充実、「戦争する国」づくり反対などの課題で、「憲法を活かして、くらしと平和・民主主義を守る国民共同」を大きく広げ、職場と地域で奮闘するのです。

以上

2017年10月13日
自治労連千葉県本部